

## 第4節 軍備管理・軍縮分野への協力

### 1 国連軍備登録制度

防衛庁は、毎年、本制度に対し装備品の年間輸出入数量を登録するとともに、装備品の保有数などに関する情報を提供して、より一層の透明性の確保に努めている。

### 2 軍縮関連条約

化学兵器禁止条約（CWC）について、交渉の場への職員の派遣や、その検証措置を担当する機関への査察局長及び査察員の派遣、陸上自衛隊化学学校への査察の受け入れなどを実施している。

生物兵器禁止条約（BWC）の強化に関する交渉に対し、職員を随時派遣するとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）に関し、所要の情報を提供している。

### 3 対人地雷に対する国際社会の取組と我が国の対応

対人地雷に対するさまざまな国際社会の取組（特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の第二議定書の改正、オタワ・プロセスなど）がなされており、昨年12月には対人地雷全面禁止条約が我が国を含めて署名された。防衛庁は、職員の派遣や情報の提供などにより積極的に協力してきたが、今後同条約が発効すれば、対人地雷の使用などが禁止されることから、我が国防衛に万全を期するため、代替手段の導入を含む必要な措置を早急に講じるとともに、対人地雷の廃棄の在り方についても検討している。

### 4 その他

イラクにおける特別委員会（UNSCOM）の監視チームへの職員派遣や、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）などの会合への職員派遣などを実施している。